

夕張市財政再生計画の変更 (平成28年3月)の概要

- 昨年12月15日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額並びに歳入歳出年次総合計画のうち平成27年度から平成41年度までの各年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 財政再生計画の歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

平成27年度

(1) 幸福の黄色いハンカチ基金積立 (+190百万円)

夕張まちづくり寄附条例に基づき、夕張市のまちづくりに関して寄せられた寄附金が、当初予算で計上した予算額を大きく上回っており、当該寄附金を「幸福の黄色いハンカチ基金」へ積み立てるもの。

(財源) 寄附金収入190百万円

(2) 市営住宅再編事業 (+96百万円)

コンパクトシティの実現に向け、点在する市営住宅の移転集約化、住宅建替、既存住宅の長寿命化・改善、除却を行う市営住宅再編事業を平成22年から実施しているが、平成27年度実施分について、事業を追加計上するもの。

(財源) 国支出金15百万円、地方債81百万円

(3) 「歴史・文化・スポーツ」地域資源がつなぐ希望挑戦プロジェクト (+96百万円)

平成27年度の国の補正予算において創設された「地方創生加速化交付金」を活用し、交流人口の創出に向けた施策などの地方版総合戦略に掲載予定の取組に資する事業を実施するもの。

(財源) 国支出金96百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

平成28年度

(1) 市営住宅再編事業 (+581百万円)

コンパクトシティの実現に向け、点在する市営住宅の移転集約化、住宅建替、既存住宅の長寿命化・改善、除却を行う市営住宅再編事業を平成22年から実施しているが、平成28年度においても計画的に事業を実施するもの。

(財源) 国支出金289百万円、道支出金28百万円、地方債194百万円、過疎対策事業債(ソフト)27百万円、一般財源43百万円

(2) 石炭博物館改修 (+272百万円)

地域文化の振興、地域と協働による文化振興を目指し、平成27年度より、新たな機能を創造する石炭博物館のリニューアルに向けて検討を実施しており、検討を踏まえ石炭博物館模擬坑道を改修するもの。

(財源) 道支出金126百万円、過疎対策事業債(ハード)126百万円、子ども・文化振興基金繰入金20百万円

(3) 橋梁長寿命化計画事業(橋梁点検・補修) (+179百万円)

市で管理する橋梁について、道路橋長寿命化計画に基づき、計画的に点検・補修を行ってきており、平成28年度においても事業実施するもの。

(財源) 国支出金116百万円、過疎対策事業債(ハード)45百万円、一般財源18百万円

※ 変更が必要となる一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

平成27年度

(1) 歳入

国・道支出金の増（+224百万円）、繰入金の減（▲6百万円）、地方債の増（+190百万円）、その他の増（+207百万円）により615百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（+53百万円）、物件費の増（+108百万円）、維持補修費の増（+20百万円）、扶助費の増（+2百万円）、建設事業費の増（+114百万円）、繰出金の増（+15百万円）、積立金の増（+224百万円）、その他の増（+80百万円）により615百万円の増

平成28年度

(1) 歳入

地方税の増（+21百万円）、地方譲与税の減（▲14百万円）、地方交付税の減（▲188百万円）、国・道支出金の増（+940百万円）、繰入金の増（+636百万円）、地方債の増（+705百万円）、その他の増（+48百万円）により2,149百万円の増

(2) 歳出

人件費の増（+46百万円）、物件費の増（+308百万円）、維持補修費の増（+50百万円）、扶助費の増（+290百万円）、建設事業費の増（+1,057百万円）、公債費の増（+4百万円）、繰出金の減（▲3百万円）、積立金の増（+166百万円）、その他の増（+231百万円）により2,149百万円の増

【診療所事業会計】

平成28年度

(1) 歳入

繰入金の増により12百万円の増

(2) 歳出

補助費等の増により12百万円の増

Ⅱ 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額の変更

平成27年人事院勧告に準じて勤労手当の改定を行うことから、計画本文について次の通り変更を行う。

また、退職手当の支給月数の上限を国家公務員準拠とする条例改正を行うことから、計画本文について次のとおり変更を行う。

＜「第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額」の内容＞

【変更前】

1 事務及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

(1) 人件費

イ 一般職給与の削減

(略)

- ・ 期末勤労手当については、支給月数を3.3月とし、役職加算は凍結する。
- ・ 退職手当支給月数の上限は、平成18年度の57月から平成21年度には30月まで削減したところであるが、職員数の削減が大幅に進んだことから、平成22年度は33月とし、以降毎年3月ずつ復元し、平成30年度から条例本則の月数とする。

(略)

【変更後】

(略)

- ・ 期末勤労手当については、支給月数を3.4月とし、役職加算は凍結する。
- ・ 退職手当支給月数の上限は、平成18年度の57月から平成21年度には30月まで削減し、職員数の削減が大幅に進んだことから、平成22年度以降3月ずつ復元してきたところであるが、平成28年度から条例の月数とする。

(略)